

ブラック批判一転和解

自殺から7年 渡辺氏「私に責任」

「24時間、死ぬまで働け」。そう喝え
てワタミグループを急成長させた創業者の渡
辺美樹氏(自民党参院議員)が、一転して過
労自殺の責任を認めた。社員だった森美菜さ
ん(当時26)が亡くなった7年。若者を使い
つづす「ブラック企業」という批判を受け、
認めざるをえなくなった。



渡辺氏との和解後、取材
に応じる渡辺美樹氏
① デジタル版に一間一答

両親「時計を戻したい」

「できるなら8年前に時
計を戻したい。ワタミへの
入社を許してしまっただ
と、そこから生きているう
ちに助け出すことができな
かったことへの後悔は、こ
ろから出てくる。」

父美樹さん(67)は「(渡辺
氏らが)本当に反省してい
るなら、和解案を守って
008年6月に過労自殺で
亡くなった母祐子さん(61)は涙
を浮かべながら語った。

訴訟で渡辺側を支援した
「ワタミには、365日
24時間、死ぬまで働け」とい
う言葉がある」「そうすると
言うのではない。そんな気持
ちで、働いてほしいというこ
とだ」。渡辺美樹氏の著書の
言葉だ。

裁判で明らかになった、ワ
タミの実態は「ささいな。当
時、森さんら新入社員が強い
られた現実だ。
店の営業は深夜に及ぶ。終
電以降もタクシーは使えない
ため、始発まで店内で待機し

全国一般東京東部労組の須
田光昭書記長は「従業員を
ひとりでも過労自殺に追い
詰めること、会社の経営自体
が成り立たないということが
現実になった」と訴訟の
意義を強調した。
渡辺氏はこの日、ワタミ
の清水邦昇社長らと渡辺と
の和解協議に臨んだ。須田
書記長によると、渡辺氏は
協議で「心からおわびした
い。責任は私にある」と頭
を下げて、謝罪。「理念がひ
とり歩きして森さんを追い
詰めてしまいがちだった」と
語ったという。

高まるブラック企業批
判。そして店舗での深刻な
客離れ。ワタミは重大
な経営危機に直面し、「白
旗」を上げた。低価格路線
を売りに業績を伸ばしてきた
飲食や小売業だが、労務
管理をおろそかにすれば、
消費者や労働者はつづきま
な向かれ、経営は立ちゆか
なくなる。

24時間営業が売りのひと
つだった牛井チェーンの
「すき家」では「ワンオペ
」と呼ばれる従業員1人
での深夜営業が問題に。お
よそ6割の約1200店で
人手が確保できず昨年10月
に深夜営業を休止した。
ある危機管理コンサルタント
会社は担当者「批判

客・就活生そっぽ

経営危機に直結

で報道陣の取材に応じた。
当初は自身の法的責任を認
めていなかったことを「解
釈の遅いがあった。(裁判
で)「遺族のおつしやるこ
とがもっともとど理解でき
た結果、すべて受け入れ
たと説明した。13年に朝
日新聞の取材に「(く)な
った」本人を採用したのが
問題だった」と話したこ
とについては「すべて撤回し
たい。亡くなった方には
一切責任はないし、遺族
には全く責任はないと思っ
ている」と取り消した。

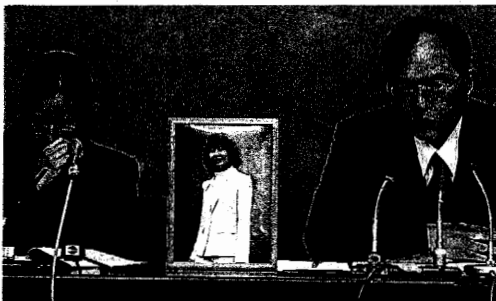
「24時間、死ぬまで働け」■休日に研修

仕事を終えて深夜帰宅した
同じ日に、東京の本社で早朝
研修があったことある。研
修では、渡辺氏の言葉をま
とめた理念集を丸暗記する。満
点をとるまでテストが繰り返
された。
休日にはボランティアを自
身の研修。渡辺氏の著作を眺
んで感想を書く課題もあった。
これも勤務時間外にこなさな
いといけない。

当初、ワタミは「始発まで
拘束していたわけではない」
「研修は任意」「課題は業務
からだ。(編集委員・浜路啓彦)

■ワタミ過労自殺訴訟の経緯

2008年4月	森美菜さんが子会社ワタミフードサービスに入社
6月	美菜さんが社宅近くのマンションで自殺
12年2月	遺族がワタミに協議申し入れ
9月	ワタミが民事調停申し立て
11月	渡辺氏が自民党から参院選への立候補表明
13年5月	渡辺氏が地裁で「法的責任は見解に相違」と陳述
12月	遺族が提訴
14年3月	渡辺氏が地裁で「法的責任は見解に相違」と陳述
15年12月	ワタミ側が法的責任を認め、和解



美菜さんの遺影とともに会見する森美樹さん(右)と
祐子さん＝8日午後、東京・霞が関、橋田達也撮影

ワタミ 当時の職場は

「ワタミには、365日
24時間、死ぬまで働け」とい
う言葉がある」「そうすると
言うのではない。そんな気持
ちで、働いてほしいというこ
とだ」。渡辺美樹氏の著書の
言葉だ。

裁判で明らかになった、ワ
タミの実態は「ささいな。当
時、森さんら新入社員が強い
られた現実だ。
店の営業は深夜に及ぶ。終
電以降もタクシーは使えない
ため、始発まで店内で待機し

企業は襟を正せ 考 論 残業規制厳しく

ブラック企業問題に取り組むN
PO法人POSSEの今野晴貴代
表 今回、ワタミ側が非を認めて
賠償に応じたのは、非常に意義深
い。働き過ぎで心身を壊したり、
過労死に追い込まれたりする人は
多いが、会社の圧力などであきら
めてしまいがち、訴えることすら出
ない当事者や遺族も多い。今回の
ケースは、立ち上がることで相手
に非を認めさせられる、という希
望になる。こうした訴えは今後さ
らに増えるのではないかと。人を使
いつぶすような企業は社会的制裁
を受けることも示された。他の企
業の経営者も襟を正すべきだ。

過労死問題に詳しい森岡孝二・
関西大名誉教授(企業社会論)
若者の過労自殺が問題になった背
景には、企業が利益を上げるため
人やコストの削減を進めたことが
ある。特にリーマン・ショック
後、底が抜けたように労働条件が
悪化した。その象徴が飲食・サー
ビス業。非正規の割合が高まり、
人数の減った正社員の働き方が過
酷になった。今回の和解で、他の
業界にも、従業員の働き方を改
める動きも出てくるだろう。た
だ、異常な働き方をなくすには、
残業時間の上限規制を厳しくする
制度も必要ではないか。



水谷国典
「たつこちゃん
当たります」
水谷国典HPへ